

答申第1号

答申書

1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）が平成28年10月24日に提起した処分庁（山形市長）による国民健康保険税額の変更に関する処分（平成28年8月12日付け平成28年度国民健康保険税納税通知書兼変更通知書によるもの。以下「原処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形市長）の判断は妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

（1）審査請求人

原処分に関し、平成27年度の国民健康保険税は、障がい者単身世帯による7割の軽減率で納税していた。一時的に2人世帯になったが、経済的には単身のときと変わらない。年間を通して2人世帯として課税されるのは、経済的に厳しい。平成28年度も、障がい者単身世帯に戻ってからは7割の軽減率となるよう見直してほしい。

（2）審査庁

審理員意見書にあるとおり、原処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

（1）審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

（2）審理員意見書の理由

国民健康保険税の税額の軽減割合は、世帯主及び国民健康保険加入者の総所得金額等の合計額により決定されるもので、障がい者単身世帯であることを理由とするものではない。昭和38年10月18日付け自治丙市発第32号自治省税務局長通知（以下「通知」という。）によれば減額の対象となる世帯かどうかの認定は、賦課期日現在により行うものであること、年度途中における被保険者の増減は考慮しないものであることとされており、処分庁は法令等に基づき適正に課税している。審査請求人の子と同居期間を考慮することや、別居後の経済状況が何ら変わらないことを理由に軽減割合7割を適用するなど法令等の規定と異なる処分を行うことは適当でない。

審査請求人は、処分庁から送付された資料に「国民健康保険税の減免」の記載があること、平成28年8月19日に来庁した際、処分庁から同じ内容の説明を受けてい

ることから、国民健康保険税の制度上の減免や軽減割合については理解していると推測される。一方、本件審査請求は、実生活の経済状況からの税の軽減を求めているという現行の税額の減額の制度に対する要望と思われる。国民健康保険制度は、誰もが安心して医療を受けられるように、お互いに助け合う公的な制度であり、その財源となる国民健康保険税の賦課も含めて、法令等の規定に基づいて行われているものである。本件処分に違法又は不当な点は認められないため、現行制度のとおり決定されるべきと考える。

4 調査審議の経過

平成29年3月 7日 調査審議

平成29年3月29日 答申案審議

5 審査会の判断の理由

(1) 審理員の審査手続について

審理員は下記の手続を経て本件審査請求を棄却するのが相当であると判断しているが、審理手続に違法・不当な点は伺われない。

平成28年12月 6日 処分庁あて審査請求書を送付し同年12月21日まで弁明書等を提出するよう依頼。

平成28年12月14日 処分庁より弁明書が提出される。

平成28年12月16日 審査請求人あて弁明書を送付するとともに平成29年1月12日まで反論書等を提出するよう依頼。

平成29年 1月13日 審査請求人より反論書等の提出がなかったため反論書等の提出期限を平成29年1月23日までに再設定する旨の通知を送付。

平成29年 1月20日 処分庁あて審査請求人の長男が国民健康保険に加入したときから審査請求に至るまでの手続に関する経過及び審査請求人に対して説明した内容が分かるものを記した物件の提出を依頼。

平成29年 1月26日 処分庁から当該内容を記した物件が送付される。

平成29年 1月30日 審理手続の終結等について審査請求人及び処分庁へ通知。

平成29年 2月 6日 審査庁あて審理員意見書等を提出。

(2) 本件処分の適法性について

本件は通知に従い、税額の減額に関して年度途中の国民健康保険加入者の変動を考慮しなかったため、審査請求人には酷とも思われる結果が生じた。

しかしながら、年1回の賦課期日を定めて基準日とし、その後の加入者の変動を税額の減額に考慮しないこととした通知には、大量の行政事務の画一的、効率的処理の見地から相応の合理性が認められるので、これに反する処理は事実上期待できない。よって当該通知に従って処理した本件処分を違法ないし不当と評価することはできない。

以上、審理員の審査手続及び本件処分の適法性の両面の理由により、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の判断は、妥当であると判断する。

6 付帯意見

今回の案件について、審査会としては審査庁の主張は妥当であると判断したが、一部の委員から原処分を行う根拠となった通知にある「減額の対象となる世帯かどうかの認定は、賦課期日により行うものであること。したがって、年度途中における被保険者の増減は、考慮しないものであること。」の記述については、地方税法第703条の5に記述された「低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。」の規定に違反するおそれがあるとの意見がだされた。

行政庁として通知に基づき処分を行うことはいたしかたないものであるが、今後については、住民の不利益にならないような制度の運用方法がないか検討する必要があるという意見を付するものである。

山形市行政不服審査会

村山 永 (会長)

安達 孝 藏

和泉田 保 一

山口 紗世子

山本 富 夫